

【 1月の予定 】

- 5日(月) 仕事始め
15日(木) にこにこサロン 10:30~
21日(水) 明倫・社小学校合同地区学習会
「伝承文化を学ぶ(ボテ茶)」17:00~
22日(木) 職員研修 14:00~
24日(土) 子ども料理教室 10:00~
29日(木) 倉吉総合産業高校人権 LHR
14:45~

今月の人権カレンダー

- 4日 : 世界点字デー
15~21日 : 防災とボランティア週間
(17日 1995年阪神・淡路大震災発生の日)
24日 : 教育の国際デー
27日 : ホロコースト犠牲者を想起する国際デー

子ども料理教室

子ども料理教室は、子どもたちが調理する体験を通して、将来自立した生活ができる力を育むことや、「孤食」を防ぐことを目的とし開催します。

○日 時 2026年 1月 24日(土)
10:00~13:00(予定)

○場 所 はばたき人権文化センター
○対象者 小学生~高校生
○参加費 無料
○持ち物 エプロン・三角巾
○申し込み締め切り 1月20日(火)
○連絡先・申し込み先 はばたき人権文化センター

電話・FAX 22-0232



みんなで楽しく料理を作って、にぎやかな雰囲気の中で食事をしましょう!
どなたでも参加できます。説明会も開催します。

生活で困っていることはありませんか？ごはんを食べていますか？眠れていますか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ
悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は
秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター TEL0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき



1月号 NO.445 (2026年1月1日発行)

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目 1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

明けましておめでとうございま
す。旧年中は、はばたき人権文
化センターの各事業に対し、ご理解

とご協力を賜り、心よりお礼申
上げます。

はばたき人権文化センターでは、人権が尊重されるまちづくりと、気軽に相談できる居場所づくりを基本にしながら活動してまいります。本年も職員一同、どうぞよろしくお願い申し上げます。

多くの皆様のご利用をお待ちし
ております。

謹賀新年

令和八年一月一日



【 年末年始 休館日のお知らせ 】

12月 27日(土) ~ 1月 4日(日)

(1月5日(月)から開館します)





にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30~

◎今年度のテーマ：「みんなと一緒に参加しよう」

12月はこんなことをしました！

●12月4日(木)・18日(木)

4日(木)は9月に行った地域包括支援センターによる健康チェックの結果や、明治安田生命による血管年齢測定・野菜摂取測定などをしていただき、一人ひとりの健康状態を確認できる機会となりました。

また、18日(木)はクリスマス会を行い、おいしいケーキ作りをして楽しみました。



1月 15日 (木) 10:30~

会場：はばたき人権文化センター
内容：「おもちづくり」



たくさんのご参加
お待ちしています！

参加費200円（昼食代）※当日集金

お知らせ

「第49回倉吉市部落解放文化祭」が開催されます

テーマ 「人間解放の文化を創造しよう」

日にち 2026(令和8)年 2月6日(金)～8日(日)

場所 エースパック未来中心

内容
 •「円通寺人形芝居」(円通寺人形芝居保存会)
 •人権作文朗読
 •ボテ茶サービス
 •作品展示

*詳しい内容は2月号でお知らせします。



ボテ茶とは…

島根県の広瀬には「たらら」とて栄えた町があり、たらら場で働く工夫たちは食事と食事の合間に、茶窯で番茶を煎じ、おかゆを入れ飲んだのがボテ茶の始まりといわれています。鳥取県には出雲地方のたらら工夫から人の流れによって中部や東部へと伝わっていったのではないかと思われます。

ボテ茶は、番茶に茶の花を加えて煮出し、専用の茶せんに少し塩をつけ、茶碗のふちにあて、ぼてぼてと泡が立つように振ります。泡が立った茶碗に具材を入れて食べます。どうぞ一度お召し上がりください。

1月25日は「世界ハンセン病デー」

～病気より怖いのは「偏見」と「差別」です～

世界ハンセン病デーをご存じですか？

毎年1月の最終日曜日は「世界ハンセン病デー」です。

この国際デーは、ハンセン病に対する認識を高め、ハンセン病にまつわる偏見や差別の撤廃を訴える機会となっています。

ハンセン病とは



ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染することによって起こる慢性感染症です。「らい菌」は、人体の免疫力によって死滅したり増殖が抑えられるので発病に至るのはまれです。仮に感染したとしても、現在は優れた治療薬が確立されており、完全に治癒することができます。

主な症状は、皮膚と末梢神経が侵されることによる感覚神経や運動神経のまひです。神経のまひは後遺症として残ることがあり、そのことが原因で手足にやけどや外傷を生じ、細菌感染を併発することで、機能障害や外見の変化を引き起します。

正しい知識を知る大切さ

ハンセン病で最も大きな問題は、病気そのものよりも「偏見」と「差別」です。

昭和初期にかけて、「らい予防法」などに基づいて患者は強制隔離させられました。地方自治体も「無らい県運動」と称して協力しました。このような行動が一層恐怖心を浸透させ、患者は療養所以外に生きる場所がなかったのです。「遺伝する」「うつる」という誤解も長い間社会から払いのけることができませんでした。1996(平成8)年にらい予防法は廃止され、熊本を始めとして全国で「国家賠償請求訴訟」が提訴され原告が勝訴し、社会復帰支援が始まりました。しかし、根強く残る偏見により病歴や入所歴を伏せて生活をしている人もまだ多くいます。家族においても自分の家族がハンセン病回復者であることを表に出せない状況がこの社会にあるということです。ハンセン病患者・回復者であることを隠す必要のない社会を実現していくことが私たちに求められています。

*【参考資料】 国立療養所邑久光明園長 青木 美憲 医学から見たハンセン病問題 ふれあい福祉だより27号 2024

私たちにできること

近年ではコロナ禍の到来で、私たちは感染症による差別や偏見を経験しました。

未知のウイルスを恐れ、感染した人たちを犯罪者扱いして引っ越しを余儀なくさせたり、県外ナンバープレートの自動車の運転者を非難するなどの差別行為がありました。ウイルスの正体や対応策が明確になっていくにつれて、そうした風潮も次第に落ち着き、今はインフルエンザと同じ扱いになっています。

長く差別や偏見に苦しんだハンセン病入所者、回復者、ご家族の心痛は、まだまだ癒されることはありませんが、偏見や風評に流されず、病気に対する理解と当事者等に対してどのように接すればいいのか考える必要があります。

今一度、相手の立場に立って考えてみることや、病気に対する正しい知識を学び、無関心にならないようにしましょう。

